

# NEWS RELEASE

No. 15-11

2015年11月18日

(公財)損害保険事業総合研究所

損保総研レポート第113号を発刊し、以下の2つのレポートを掲載しました

◆欧州主要国におけるソルベンシーⅡ導入準備の状況

◆「コーポレートガバナンス・コード」とイギリス・ドイツの保険会社の対応

公益財団法人 損害保険事業総合研究所（理事長 遠藤 寛）では、研究員による調査研究の発表の場として機関誌「損保総研レポート」を定期刊行しています。

今号（第113号）では、次のとおり研究員2名のレポートを掲載するとともに、他に海外の金融・保険市場の動向等を紹介しています。

<レポート>

◆『欧州主要国におけるソルベンシーⅡ導入準備の状況』

（水越 秀一 主席研究員）

ソルベンシーⅡの実施が2016年1月1日に迫っており、現在、欧州各国の監督当局および保険会社はソルベンシーⅡ導入に向けた準備を本格化させています。本稿では、欧州主要国の事例として、イギリスの監督当局と、イギリス、ドイツ、フランスの大手保険会社について、開示資料等をもとに、ソルベンシーⅡ導入の準備状況を紹介しています。

ソルベンシーⅡ導入の準備は、ORSA実施態勢の構築・試行と、内部モデルの開発を中心に進められています。大手保険会社は、程度の差はあるものの、既にORSA実施態勢を構築して本格的な試行段階にあり、監督当局も随時、評価とフィードバックを繰り返して保険会社のORSA実施態勢のレベルアップを図っています。

一方、内部モデルについては、各国監督当局が、多数の保険会社から申請されている複雑な内部モデルの分析と、それに付随する大量の根拠資料やデータの評価に多くの時間と労力を裂いているにもかかわらず、承認には時間がかかっている状況です。

保険会社側がこれまで進めてきたORSAの試行、改善の積重ねが2016年1月1日以降のソルベンシーⅡ実施段階でも有効に活用できるか否かは、内部モデルの承認の行方次第となります。保険会社の関心は、どのような形で内部モデルが承認されるのか、承認に条件が付く可能性はあるのか、といった点に集まっており、今後、各国での内部モデルの承認の進捗が重要な注目点となります。

◆『「コーポレートガバナンス・コード」とイギリス・ドイツの保険会社の対応』

（山下 潤 主席研究員）

2015年6月1日、東京証券取引所において、上場企業が守るべき行動規範を規定した「コーポレートガバナンス・コード」が適用開始となりました。本コードは、

イギリスからはじまった「コンプライ・オア・エクスプレイン（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）」の考え方をベースに、5つの基本原則により構成されています。これは、2014年に制定された日本版ステewardシップ・コード、改正会社法とともに機能することで、わが国の企業がグローバル競争に打ち勝つ経営力を備え、日本の稼ぐ力を取り戻す一助となるものとして期待されています。

本稿では、「コーポレートガバナンス・コード」とはどのようなものか、わが国およびイギリス、ドイツの各コードのポイントと、異なる取締役会のあり方を持つ両国を代表する保険会社（Aviva、Allianz）が、コードに対して、どのような対応を行っているかにつき、年次報告書等の開示情報をもとに検証しています。

<その他>

#### ◆ 金融・保険市場におけるトピックス

ご購入をご希望の方には、損保総研レポート第113号（A4判85ページ）を在庫が有る限り実費（税込1,030円＋送料）で頒布します。

ご購入につきましては、当研究所ウェブサイト（<http://www.sonposoken.or.jp/>）「調査研究」>「2. 機関誌 損保総研レポート」でお申し込みいただけます。

#### 本件に関するお問い合わせ先

〒101-8335 千代田区神田淡路町2-9  
公益財団法人 損害保険事業総合研究所  
研究部 山下（TEL：03-3255-1761）

#### ご購入に関するお問い合わせ先

企画総務部（TEL：03-3255-5511）

この資料は、保険関係業界紙各社へ同時に配付しております。

損保総研レポート第 113 号 目次

○欧州主要国におけるソルベンシーⅡ導入準備の状況

(執筆者 主席研究員 水越 秀一)

《目次》

1. はじめに
2. ソルベンシーⅡの概要
3. これまでの経緯と現在の状況
4. イギリスの監督当局と大手保険会社の準備状況
5. その他主要国の大手保険会社の準備状況
6. おわりに

○「コーポレートガバナンス・コード」とイギリス・ドイツの保険会社の対応

(執筆者 主席研究員 山下 潤)

《目次》

1. はじめに
2. わが国におけるコーポレートガバナンス・コード導入について
3. イギリスとドイツにおけるコーポレートガバナンス・コード
4. おわりに

以 上